

平成25年4月17日

内閣府公益認定等委員会

委員長 山下 徹 殿

事務局長 高野 修一 殿

公益財団法人 公益法人協会

理事長 太田 達男

新公益法人及び移行一般法人の情報公開に関する要望

公益認定法第22条第2項に基づく行政庁による財産目録等並びに整備法第127条第4項に基づく公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写について、現在の開示は、ウェブサイトを通じて申込、利用規約の承認、開示承諾という一連の手続きを要し、そのため極めて煩雑で、かつ日数も要し、開示期間も制限されている。

これを早急に改善し、国民が簡便な手続きにより何時でも閲覧、謄写ができるシステムに改善するよう要望する。

以上

添付資料

現状及びその問題点

海外における状況